明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

（実施協定の変更の概要の公表）

第十一条　法第十三条第五項後段の規定による実施協定の変更の概要の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

一　認定都道府県等及び認定設置運営事業者等の名称

二　変更の概要

三　変更後の実施協定の概要

四　変更の年月日

2　前条第二項の規定は、前項の公表について準用する。

（事業計画の届出）

第十二条　法第十六条第一項前段の規定により事業計画の届出をしようとする認定設置運営事業者等は、事業基本計画に定めた事項に関し、当該事業計画に係る事業年度において実施すべき事項を記載した事業計画を国土交通大臣に提出しなければならない。

2　前項の事業計画には、法第十六条第一項の同意を得たことを証する書類その他の国土交通大臣が告示で定める書類を添付しなければならない。

（事業計画の変更の届出）

第十三条　法第十六条第一項後段の規定により事業計画の変更の届出をしようとする認定設置運営事業者等は、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　認定設置運営事業者等の名称、住所及び代表者の氏名

二　変更の内容

三　変更の理由

四　変更の年月日

2　前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　変更後の事業計画を記載した書類

二　前条第二項に規定する書類のうち変更に係るもの

（事業計画の公表）

第十四条　法第十六条第三項の規定による事業計画の公表は、当該事業計画に係る事業年度の終了の日まで、公衆の見やすい場所に掲示するとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

（特定複合観光施設の営業の開始の届出）

第十五条　法第十七条第一項の規定により特定複合観光施設の営業の開始の届出をしようとする認定設置運営事業者は、当該営業を開始しようとする日の三十日前までに、当該営業の開始の年月日を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

2　前項の届出書には、法第十七条第一項の同意を得たことを証する書類を添付しなければならない。

（設置運営事業等を廃止しようとする際の明示事項）

第十六条　法第十九条第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　認定設置運営事業者等が設置運営事業等の継続を図るために講じた措置の内容

二　認定設置運営事業者等が設置運営事業等の廃止による特定複合観光施設区域の周辺地域への悪影響を回避し、又は低減するために講ずる措置の内容（当該廃止後の特定複合観光施設区域の土地及び特定複合観光施設の利用又は処分に関する措置の内容並びに当該認定設置運営事業者等の雇用する者について失業の予防その他雇用の安定を図るために講ずる措置の内容を含む。）

三　前二号に掲げるもののほか、その他参考となる事項

（立入検査等の身分証明書）

第十七条　法第二十九条第三項の証明書は、別記様式によるものとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

別記様式（第十七条関係）

（表）

（裏）